

# 古文と母

——歐陽脩「瀧岡阡表」考——

西上 勝

一

貞觀六年（六三二）太宗は、山東の崔盧李鄭の四姓の人々が士大夫を名乗り、娘を他族に嫁す時は法外な支度金を要求するのを苦々しく思い、その是正を臣下に命じた。それから五百年の後、北宋末期に生きた一人の士人は、科擧に及第した若者に、高貴な家が「繫捉錢」と稱する高額の金錢を贈り、婿選びに奔走する風習「榜下捉婿」があることを困惑げに記している。士、士大夫あるいは士人と呼ばれる階層に屬する男性が、一定の教養と經濟的基盤を有し、科擧に應じて仕官し出世する道を選ぶ人たちのことであるとすれば、彼らが世に出、家を成す社會環境が、唐初から北宋にわたる五百年間に大きく轉換したことは、これらの記録をもとに社會史家がつとに指摘するところである。古文家と呼ばれる士大夫たちも、門地や婚姻の運不運よりも教養や人格への配慮が、社會における自立に欠かせない要素だ、と見られるように轉換しつつあるこのような時代に生きていた。だからこそ、自分が如何に社會的人間となったかという文學的なテーマは、彼らにとっては大変だった。自らがいかに育てられ成人したかを教えるテクストを創作することは、彼らにとって人格的獨自性を讀み手に認識さ

せる手だてに他ならなかったであろう。本稿では、歐陽脩（一〇〇七—一〇七二）の「瀧岡阡表」を端緒として、古文家たちの母親に向かう思いを述べた文學について考察する。母をテーマとする文學的な表象が、どのように形成展開してきたのかについて考えてみたい。

二

「瀧岡阡表」は、熙寧三年（一〇七〇）四月、當時知青州（山東省益都縣）の任にあった歐陽脩によって書かれた。この年の七月には彼は最後の職となる知蔡州に轉任、「六一居士」を名乗る。そして翌熙寧四年六月、觀文殿學士太子少師をもって四十年に亘る長い官歴に終止符を打って致仕、翌々年熙寧五年閏七月六十六歳で一生を終える。「瀧岡阡表」は、吉州吉水（江西省永豐縣）の瀧岡に造營された父母、歐陽觀とその妻鄭氏の墳墓前道に掲げる碑文とすべく書き下ろされた。このテクストは、元來極めて實用的な動機から書かれたものでありながら、そうした實用性のみに着目されるに止まらず、テクスト独自の價値、つまり文學性を備えて今日まで讀み繼がれてきている。一千二百字ほどからなるこのテクストは、周知のように母が語る父の盛徳遺訓、父母の履歷と生前の逸事、及び官位上昇に伴って受けた父母の爵

封と自らの官銜、という大きく分けて三つの部分から構成されている。父母の遺訓や履歴、自分の官銜などは、この種の實用文には必須の記載事項であるが、それでも「瀧岡阡表」は實用文として破格の評価を受けたばかりでなく、歐陽脩の代表作の一つと見なされてきた。本稿で問題にしたいのは、このテキストに讀み取られてきたその文學性である。

「瀧岡阡表」が實用性を超越し、書き手の熟慮創意を表象し得たテクストだという認識は、書き手自身にも當初から保持されていたと見え、歐陽脩が生前自ら編集したとされる文集『居士集』五十卷の卷二十五墓表類にこの作品は収録されている。現代に傳わる『居士集』五十卷は、古詩に始まり祭文で終わる都合八百篇餘の作品からなる個人文集だが、「瀧岡阡表」は二百餘篇の散文作品の中でも最晩年の作の一つであり、書き手自身によっても自らの文學的營爲を集大成するものと見なされたのだろう。さらに「瀧岡阡表」には、その草稿に當たるテキストが『居士外集』卷十二に、「先君墓表」と題して収録されていることもよく知られている。こゝちは、鄭氏が皇祐三年（一〇五二）に亡くなってほど遠からぬ頃、恐らくは母の棺を吉州に歸葬した際に書き下ろされたものだ。それから二十年近く後に改訂が加えられて完成したのが「瀧岡阡表」である。この二つのテキストの間には、歐陽脩自身の履歴と官銜に見られるのは當然だが、それ以外にも、上記の三區分で言えばその第一、第二の部分、すなわち父の遺訓と父母の履歴を述べる箇所にも差異があり、そこから書き手が時の経過とともに明確化したいと望んだものが何なのかを窺うことができる。そこで以下、「先君墓表」との差異に配慮しつつ、實用文を越える如何なる創意が込められているのかを知るべく、「瀧岡阡表」の全

文をまず讀んでみる。

ああ、わが父上崇公の葬儀を瀧岡で營んでから六十年、その子脩はようやくにして碑文をその墓道に建立する。遅らせていたのではなく、待つところがあつたからなのだ。脩は不幸にも、四歳のとき父上を失った。母上は節を守り自ら誓われ、窮乏生活にありながら、衣食の確保に自ら努めて、養育し教化され、一人前の人間にして下さつた。母上はこう教えられた。「おまえの父上は官吏としては清廉でありながら、施しを好み、賓客を喜ばれた。官吏の俸祿はわずかだったが、それでも常に餘りをのこそうとはされず、『こんな事で私を煩わせるな』とおっしゃつた。だから亡くなられた時には、身體を守り生活を營むための、たった一つの瓦の覆いも、たった一畝の畑もなかった。私は一體何を恃んで寡婦としてやってこれたか。私はお前の父上について、一二の事柄を記憶していて、それでお前に期待をかけていたのだよ。私がお前の家の嫁にきたときには、父上のお母様は亡くなられていてお仕えすることができなかつたが、それでもお前の父上がよく母上に孝行を盡くされたことが分かつた。お前は父上を亡くしまだ幼くて、私にはお前が世に立つことができないかどうかは知り得なかつたけれども、お前の父上にはきつと後を繼ぐ者がいるだろうということは分かつた。私が嫁いだ時、お前の父上は母上のための服喪があけてちょうど一年になつたところだつた。節目のお祀りには、いつでも涙を流して『お祀りを立派にするよりは、不十分でもお仕えしたかつたものです』と言われた。時に御酒食物を供えられ、その時にもまた涙を流して『昔はいつも不足しておりましたが、今では餘分のある暮らしです、でもそれもう間に合いません』と言われた。私は最

初二度これを見て、服喪が明けたばかりだからこうなのだろうと思つた。でも、その後ずっと變わらず、亡くなられるまでこのようではないことはなかった。私は父上のお母様にお仕えするには及ばなかったが、それでもこの事からお前の父上がよく母上に孝行を盡くされたことが分かつたのだ。父上の官吏としての勤めぶりとしては、よく夜燈火をともして役所の書類に目を通しておられたが、何度も讀みさしてはため息をついておられたことがあつた。私が尋ねると、こうおっしゃつた『これは死刑囚の案件だ。私は生かしてやりたいができそうもないのだ』私が『生かしてやることのできるのですか』という『生かしてやろうとしてそれがかなわなければ、死ぬ者と私の兩方とも悔いはない。ましてそうして生かしてやれば言うまでもない。できる場合があることから、してやろうともせずに死なせた場合には悔いがあると知れる。だいたい、生かしてやろうとしても、やはり死刑になつてしまうのだ。おまけに世間はいつも死刑を求めるものなのだ』乳母がお前を抱いてそばに立っているのを振り返つて、指さしつつ嘆きがちに言われた『占いは私が戌年に死ぬだろうと言ふ、もしその言葉が本當なら、私は子供が身を立てるのを見られない。後で私の言葉を語りかかせてくれ』普段よその子供にもいつもこの言葉で教えるを説かれていた、私は耳に馴染んでしまつていたので、仔細に語る事ができるのだ。家の外での父上の行いは、私は知ることができない、家に居られるときは飾り繕うところ無く、このような振る舞いで居られた、これは誠に衷心から發したものでないだろうか。ああ、そのお心は思いやりに厚いといえるのではないか。これがお前の父上にはきつと後繼があると考へた理由なのだ。お前、よく努めるのだよ。親への奉養は必ずしも豊かでなくともよい、要は孝行を盡くすこ

とだ。利益を廣く人に及ぼすことができずともよい、要はその心が思いやりに厚いかどうかだ。私はお前を教え諭すことなどできない、これはお前の父上のお志なのだよ』脩は泣いてこの言葉を記憶した、決して忘れないだろう。

（嗚呼、惟我皇孝崇公、卜吉于瀧岡之六十年、其子脩始克表於其阡。非敢緩也、蓋有待也。脩不幸、生四歲而孤。太夫人守節自誓、居窮、自力于衣食、以長以教、俾至于成人。太夫人告之曰「汝父爲吏、廉而好施與、喜賓客、其俸祿雖薄、常不使有餘、曰『母以是爲我累』故其亡也、無一瓦之覆、一壠之植、以庇而爲生。吾何恃而能自守邪。吾於汝父、知其一二、以有待于汝也。自吾爲汝家婦、不及事吾姑、然知汝父之能養也。汝孤而幼、吾不能知汝之必有立、然知汝父之必將有後也。吾之始歸也、汝父免于母喪方逾年。歲時祭祀、則必涕泣曰『祭而豐、不如養之薄也』問御酒食、則又涕泣曰『昔常不足、而今有餘、其何及也』吾始一二見之、以爲新免於喪適然耳。既而、其後常然、至其終身未嘗不然。吾雖不及事姑、而以此知汝父之能養也。汝父爲吏、嘗夜燭治官書、屢廢而歎。吾問之、則曰『此死獄也、我求其生不得爾』吾曰『生可求乎』曰『求其生而不得、則死者與我皆無恨也。矧求而有得邪。以其有得、則知不求而死者有恨也。夫常求其生、猶失之死。而世常求其死也』回顧乳者劬汝而立于旁、因指而歎曰『術者謂我歲行在戌將死、使其言然、吾不及見兒之立也。後當以我語告之』其平居教他子弟、常用此語、吾耳熟焉、故能詳也。其施於外事、我不能知、其居于家無所矜飾、而所爲如此、是真發於中者邪。嗚呼、其心厚於仁者邪。此吾知汝父之必將有後也。汝其勉之。夫養不必豐、要於孝、利雖不得博於物、要其心之厚於仁。吾不能教汝、此汝父之志也』脩泣而志之、不敢忘。）

母が傳える父の遺訓が、母に孝養を盡くすこと、官吏として仁政を行ふこと、この二つであるのは「先君墓表」でも同じで、この部分が「瀧岡阡表」の中核をなす。従來、歐陽脩は幼くして父を亡くしたから母の傳言として父の遺訓を記したのだ、と説明されて來たのは、このテキストの讀みとしては十分ではないと考へる。「瀧岡阡表」で新たに表現しようと目指されたものは、つまりこのテキストの文學性とは、父の遺訓が同時に母の熱い期待に他ならなかつたのだと言ひ切ることだ。冒頭の「嗚呼、これ我が皇考たる崇公、吉を瀧岡に卜して六十年、其の子脩始めて其の阡に表することを克くす。敢えて緩うするにあらざるなり、けだし待つところ有ればなり」の三十四字は、「先君墓表」には無いものだ。これは單に、父が大中祥符三年（一〇一〇）に亡くなつてから、このテキストの定稿を得るまでに六十年を要した事實を明らかにするために加えられたものではない。草稿執筆から定稿完成に至る二十年間には、この後に記されるように、書き手の昇進に伴つて祖先に下賜された爵號の重みも増した。定稿はそうした榮譽を見極めた上でまとめられた。「待つところ有り」という言葉には、書き手の満ち足りた氣持が込められている。父の思ひ出を語り聞かせるに當たり、書き手は母親に「吾、何をか侍んで能く自ら守るや。吾、汝の父について、その一二を知り、以て汝に待つところ有ればなり」と言わせている。この部分、草稿では「然るに吾、何をか侍んで能く自ら守つて以てここに至るや。吾、汝の父について、その一二を知るのみなり。これ吾の恃みとする所なり」となつてゐた。すなわち、わずか三十歳で四歳の幼兒を伴つて寡婦となり、「一瓦の覆い、一籠の植」すら無い（「先君墓表」は「一籠の植」を缺く）貧窮の内に見捨てられた母にとつて、唯一の希望は、孝養を盡くし士大夫とし

て立身する可能性を秘めた四歳の我が子しかいなかった、という危機的な事態が「瀧岡阡表」ではことさらに浮き彫りにされるようになったのである。だから、これに續く「吾、汝が家の婦と爲りしより、吾が姑に事えるに及ばず、然れども汝の父の能く養うことを知るなり。汝孤にして幼し、吾、汝の必ず立つこと有るかを知る能わず、然れども汝の父の必ずまさに後有るを知るなり」という、母の不安と期待を重ねて記す四十二字も草稿には見えなかつた。父の遺訓の形を借りて、ここには、書き手が出生からまもなくして體驗した家庭の内部に存在した不安と期待とが、生々しく記録されていると見るべきなのである。

先公は若くして父上をなくし勉學に努められ、咸平三年、進士に及第された。道州の判官を皮切りに、泗綿二州の推官、また泰州の判官になられた。享年五十九、沙溪の瀧岡に埋葬申し上げた。太夫人の姓は鄭氏、その父上は諱を德儀と申され、代々の江南の名族であつた。太夫人は慎み深く思いやりにあふれながらもそれがちゃんと禮に合致してゐた、當初福昌縣太君の封號を受けられ、次いで進んで樂安、安康、彭城三郡の太君の號を受けられた。我が家が貧しかつた時から、儉約を旨として家中を治められていたが、その後もその習いを變えられないことはなかつた。「わが子はいひ加減に世間に調子を合わせられない、儉約質素は苦しい時代を乗り越える手だてなのだ」と言われた。その後わたし脩が夷陵に左遷されたとき、母上はまるで氣にかけない風で、「お前の家はもともと貧しかつた。私はもうすっかり慣れっこだよ。お前がそれでいいのなら、私もそれで構わない」と言われた。（先公少孤力學、咸平三年、進士及第、爲道州判官、泗綿二州推官、

又爲泰州判官。享年五十有九、葬沙溪之瀧岡。太夫人姓鄭氏、考諱德儀、世爲江南名族。太夫人恭儉仁愛而有禮、初封福昌縣太君。進封樂安、安康、彭城三郡太君。自其家少微時、治其家以儉約、其後常不使用之、曰「吾兒不能苟合於世、儉薄所以居患難也」其後脩貶夷陵、太夫人言笑自若、曰「汝家故貧賤也。吾處之有素矣。汝能安之、吾亦安矣」

父母の生い立ちと履歷を簡潔に記す第二の部分でも、父親の履歷が特徴のない、感情を抑えた書き方にまとめられているのに對し、母親については生前の人物を偲ぶのに適當な言葉が選ばれている。もっとも、子の危機苦難に際して母親がそれを苦とせず、逆に子を勵ますという筋立て、それだけを取ってみれば劉向『列女傳』母儀篇で孟母が説く「婦人三從之道」以來の習見の修辭ではあるけれども、ここでは「儉約」や「儉薄」といった形容語で指示される家風が、書き手の幼年期の記憶と關連づけて用いられていることが、そうした定型表現と相違するとは言えるだろう。幼少にして失った父の記憶は、ごく簡単な官吏としての履歷としてしか示されないのに、家庭内の狀況は母の言動と共に生彩ある表現になり得ている。「先君墓表」では、進士及第後地方小官を歷任して死去した父について、「身を正しくし道を懷くも、其の施すに及ばず」と、父の資質を稱揚する形容語が添えられていたが、「瀧岡阡表」ではこうした常套表現は削られてしまった。逆に、「先君墓表」には「汝が家故より貧賤なり」に續けて「脩その志を察すること久しくして安んず。故にその後朝に立つも、時に苟容せざることを得」と自らのその後に引き寄せた表現が續いていたのが、「瀧岡阡表」では母の慈愛あふれる言葉のみが語句を増補して記

されることになった。幼くして失った父親は疎遠な存在で、かけがえのないものは家庭内で聞いた母親の諭しであった事實を、書き手は改めて自覺したのだ。功成つて老境に達した書き手がようやく率直にそうした自覺を表現できるようになったことを、こうした改訂は物語るのではないか。

先公が亡くなられて二十年たつて、脩は始めて祿を得て奉養申し上げられるようになった。それからまた十二年して、官として朝に列し、はじめて両親への封號を頂戴した。さらに十年、脩は龍圖閣直學士、尙書吏部郎中、留守南京となった。母上は病氣がもとで官舎で亡くなられた、享年七十二であった。それからまた八年して、脩は非才ながら、樞密副使に任じられ、ついで參知政事となった。また七年して官を辭した。樞密院と中書の二府に登つて以來、天子様の思し召しを頂き、三代の祖先まで榮譽を賜った。それで嘉祐年間以來、國家のお慶びの度ごとに、決まって手厚い施しを頂戴した。曾祖父君には金紫光祿大夫、太師、中書令の稱號を重ねて頂戴した。曾祖母君には楚國太夫人の稱號を重ねて頂戴した。祖父君には金紫光祿大夫、太師、中書令兼尙書令の稱號を重ねて頂戴した。祖母君には吳國太夫人の稱號を重ねて頂戴した。父上崇公には金紫光祿大夫、太師、中書令兼尙書令の稱號を重ねて頂戴した。母上には越國太夫人の稱號を重ねて頂戴した。今上皇帝陛下が即位の儀式を舉行されるに及び、父上には崇國公の爵位を、母上にはさらに魏國の稱號を賜った。そこで子脩は泣いて言った「ああ、善を爲せばきつと報われる、遅い速いは時にあるが、これが道理なのだ。我が先祖は、善を積み徳を成したうちは、隆盛を享受できしかるべきであった。自身が受けることができなかつたとは言

え、爵位を賜り封號を受け、榮譽が世に顯れたのは、實に三代の皇帝陛下の思し召しである。これこそ後世に明らかにし、わが子孫のより所とするに足るものだ」そして代々の系譜を列し、具に碑にこれを刻す。さらにまた我父崇公の遺訓と、母上の教えと私に對する期待を、合せて墓道に掲げ、子脩が徳薄く能乏しきにもかかわらず、時に巡り會つて官位をかたじけなくし、幸いにも子の大節を全うし、祖先を辱めるようなことが無かつたのには、いわれがあることを世の人々に知らしめようとするのである。熙寧三年歲次庚戌四月辛酉朔十有五日乙亥、男推誠保德崇仁翊戴功臣、觀文殿學士、特進、行兵部尙書、知青州軍州事兼管內勸農使、充京東東路安撫使、上柱國、樂安郡開國公、食邑四千三百戶、食實封一千二百戶、脩表す。

(自先公之亡二十年、脩始得祿而養。又十有二年、列官於朝、始得贈封其親。又十年、脩爲龍圖閣直學士、尙書吏部郎中、留守南京。太夫人以疾終於官舍、享年七十有二。又八年、脩以非才、入副樞密、遂參政事。又七年而罷。自登二府、天子推恩、褒其三世、故自嘉祐以來、逢國大慶、必加寵錫。皇曾祖府君累贈金紫光祿大夫、太師、中書令。曾祖妣累封楚國太夫人。皇祖府君累贈金紫光祿大夫、太師、中書令兼尙書令。祖妣累封吳國太夫人。皇考崇公累贈金紫光祿大夫、太師、中書令兼尙書令。皇妣累封越國太夫人。今上初郊、皇考賜爵爲崇國公、太夫人進號魏國。於是小子脩泣而言曰「嗚呼、爲善無不報、而遲速有時、此理之常也。惟我祖考、積善成德、宜享其隆、雖不克有於其躬、而賜爵受封、顯榮褒大、實有三朝之錫命。是足以表見於後世、而庇賴其子孫矣」乃列其世譜、具刻於碑。既又載我皇考崇公之遺訓、太夫人之所以教而有待於脩者、並揭於阡、俾知夫小子脩之徳薄能鮮、遭時竊位、而幸全大節、不辱其先者、其來有自。熙寧三年歲次庚戌四

月辛酉朔十有五日乙亥、男推誠保德崇仁翊戴功臣、觀文殿學士、特進、行兵部尙書、知青州軍州事兼管內勸農使、充京東東路安撫使、上柱國、樂安郡開國公、食邑四千三百戶、食實封一千二百戶、脩表。) 父母の導きと教えによつて身を立て世に出ることができた自分が、

順調に官位を昇りつめていき、祖先三代にまで遡つて榮譽ある爵封を得たことを、このように誇らしげに述べてテクストは閉じられる。草稿では、母が七十二歳で世を去つたと記した後、次のように述べられていた。「脩竊かに自ら念うらく、人の子たるもその父を識ること能わず、幸いに吾が母の言を聞くを得たれば、それ廢爲するに忍びんや、乃ち泣血してこれを記す」この後更に、宗族及び郷里の人々に告げる銘文が記され、草稿は結ばれていた。父系の宗族を主な讀み手に設定していたようにみえる草稿では、母と子の間に共有されていた期待と信賴の感情が十分な展開を見ていない。「瀧岡阡表」になると、宗族の系譜は碑の裏面に別にまとめて刻まれ、ここでは自らが父母から得た氣高い徳性と、それに見合う地位を獲得しえた喜びとに焦點が据えられるようになったのである。

四歳で父と死別した歐陽脩は、當時隨州推官の任にあつた叔父、歐陽暉の援助を得た。咸平三年(一〇〇〇)進士に及第して官途を開き、慶曆四年(一〇四四)に亡くなったこの叔父に對しても、後年歐陽脩は墓誌銘(『居士集』卷二十七「尙書都官員外郎歐陽公墓誌銘」)を捧げている。そこには「脩不幸にして幼くして孤、叔父に依りて長ぜり。嘗て太夫人の教えて『爾、爾の父を識らんと欲せんか。爾の叔父を視よ、その狀貌起居言笑、皆爾が父なり』と曰うを奉ず。脩幼しと雖も、太夫人の言の悲たりて叔父の親たるを已に能く知れり」と幼少期

に體驗した缺如感のようなものが記録されている。そうした缺如感を懷きながら、歐陽脩が最後にたどり着いた自己形成の營みが、「瀧岡阡表」という作品に結實したのだが、そこに至るまでに書き手の内部では、様々な家族のありようをテーマとする文學的な試みが當然のことながら重ねられていたはずである。その一端を探れば、天章閣待制施昌言の請求に應じて、慶曆三年に亡くなった夫人徐氏のために執筆した墓誌銘〔居士集〕卷三十六「萬壽縣君徐氏墓誌銘」には、徐氏があらゆる肉親から賞讃を得たことを稱えた後、こう述べている。「男子が家庭外に行くことなら、その善惡評價は、すべて表現できる。だが婦人が家庭内で現す徳は、節義に死んだり苦難に殉ずるなどの普通でないことでなければ、物靜かな淑女としての行爲など、誰がはっきりに文學として取り上げ後世に傳えようや。だが稱賛された點や考えたことを仔細に見れば、その賢明さを知ることとはできるのだ（若夫男子見于外、其善惡功過、可舉而書、至於婦徳主内、自非死節殉難非常之事、則其幽閒淑女之行、孰得顯然列而詩之以示後。惟視其所稱與其所思、則其賢可知矣）」様々な家庭内の人間關係の中で、「宗族とは、詮じづめれば、父子・夫妻・兄弟の三關係を幾重にも組み合わせたものに外ならない」と言われる三關係は、「父子は首足なり、夫妻は唇合なり、昆弟は四體なり」〔儀禮〕喪服傳〕と述べられたのをはじめとして、兩項間の序列を伴って傳承されてきた。古來數多くの「誠子書」はこうした規範に依據して書かれた。家庭内の人間諸關係にあつて、母子の關係は、三綱に含まれた父子や夫婦のように分厚い規定や記述を被ってきたものに比べれば、どちらかというと周邊に位置してきた。確かに「母教」の古い例としては、劉向『列女傳』を始めとし、歷代正史「列女傳」などに載せる慈母孝子説話があつた。しか

し、そこでは母性は前景化しておらず、父性の代替として述べられていることが多い。例えば、「孟母」の教えは、孟子の過失や錯誤を正す訓話としての意義だけに焦點を絞って語られており、書き手の人格形成に不可欠な他者として母に充分な表現が與えられているとは言い難いのである。これまで十分な顧慮をこらむってこなかった母子關係に注目することによって、歐陽脩は新たな文學的空間を切り開いたということもできるだろう。「瀧岡阡表」は、世から高く評價されるべき人間の人格形成の過程において、母と子の關係が重大な意義をもつことを、實例として示し得たテキストなのだ。かつて「家常の話」で書かれていると評されたことがあつたように、父の人徳までもが母の口を通して表現されていること、母の思い出と今ある自分との關わりのみで構成されていることが何よりも注目される。歐陽脩は、四歳で父と死別した。確かにその事實から、彼には父についての生々しい記憶が缺如していただであらうと想像することはできる。しかし、そうした彼の履歴から、直ちに母の代辯こそが父の記憶を書き記すのに不可欠な手段であつた、と結論づけることはできない。つまり、幼少期の父との死別の事實が「瀧岡阡表」の書き方を必然的に選ばせた、とは言えないのだ。父の記憶を母の想起を經由して表現すること、母の決意や優しさと自らに向けられた期待を書き表すこととは、この作品においては分ち難く結びついている。「瀧岡阡表」の新しさとは、そうした自己形成にとってかけがえの無い母への思いを表象し得たところにある。

### 三

近親者と自己との關わりを本格的な文學的テーマとし始めたのは、

家柄や血縁の優位に頼らず、自己の内的資質の優秀さによって世に出るしかなかった唐代の古文家たちであった。韓愈と柳宗元、共に近親者に捧げた散文を多く残している。ところが、彼ら唐代の古文家が描く母子の關係は、歐陽脩のように期待に繋がれた篤い絆として十分に表象されるには至っていないように見える。

韓愈（七六八—八二四）は歐陽脩と同じように、幼年にして父をなくした。「わたしの生まれも星回りが悪く、三つで父をなくしました。幼くなにもわからないころ、わたしを育ててくれたのは兄です。死にそうなところを生かしてくれたのは、實にねえさんのご恩です（我生不辰、三歳而孤。蒙幼未知、鞠我者兄。在死而生、實維嫂恩）」（『韓昌黎集』卷二十三「祭鄭夫人文」と言うように、韓愈は父の死後、兄と義姉から受けた養育の恩義を記録する。だが奇妙なことに、韓愈の詩文には全く母への言及がない。同時代の白居易（七七一—八四六）の筆になる「韓愈等二十九人亡母追贈國郡太夫人制」、『白居易集箋校』卷五十、中書制誥）があり、そこには「國子祭酒韓愈母某氏ら、徳を蘊み行を累ね、中に積みて外に發し、華族に歸ぎて、この哲人を生めり。我が蓋臣たるは、率ねこの訓えに由り、教えに自る所有りて、恩は忘るべからず」と韓愈を産み、養育した母の功績が稱えられている。こうした状況を知る後世の読み手の中からは、「韓愈の母親は卑賤の出であって、父の葬儀を終えようと轉嫁したのだ（蓋所出微、終喪已嫁）」という憶測まで現れたほどだ。

また柳宗元（七七三—八一九）は、身内の他者に關わる詳細な言及を残していて、それが現代に傳えられており、詳しく家庭内の様子を知らることができる。自らの進士及第と同年に亡くなった父柳鎮、長安に職を得て程なくして相繼いでなくなった、妻楊氏、裴瑾に嫁した下

の姉、崔簡に嫁した上の姉、この四人には、「先侍御史府君神道表」並びに「先君石表陰先友記」、『柳河東集』卷十二、「亡妻弘農楊氏誌」（集卷十三）、「亡姊前京兆府參軍裴君夫人墓誌」（同前）、「亡姊崔氏夫人墓誌蓋石文」（同前）がそれぞれあり、哀悼が盡くされている。柳宗元の永州貶謫に同行し、到着の翌年五月、假住まい先の永州零陵の寺院で亡くなった母にも、「先太夫人河東縣太君歸附誌」（同前）が捧げられている。母の棺に添えられたこの墓誌は、父の神道表と同時に執筆されたものである。「剛直」（韓愈「柳子厚墓誌銘」、『韓昌黎集』卷三十二）とうたわれた父の顯彰には力が注がれているのに比べ、母の記述にはよそよそしさすら感じられる。永州配流後に母から聞いた言葉、「お前は世のきまりを尊ばずに、罪を得た。これからは身を慎んで、過去の汚點を消さなくてはならないが、それにはひたすら恐懼するのだ。もしそれができたら、私には何の悔いがあるうや。賢明なる者は過去の事をよくよ考えないものだ、私はこれまで落ち込んだことなどなかったよ（汝唯不恭憲度、既獲辰矣。今將大徹于後、以蓋前惡、敬懼而已。苟能是、吾何恨哉。明者不悼往事、吾未嘗有戚戚也）」には、勵ましとも恨みともつかぬ感情が漂う。この後、母に十分報いることができなかつたことを、「そしてとうとう孝行の道によって、お應えすることができなかった（而卒以無孝道、不能有報焉）」と悔やむ言葉が続いて記される。柳宗元の母の墓誌には、彼の悔恨の情を讀み取ることができても、母から受けた熱い期待、それに報いることができた喜びを讀み取ることが難しい。

更に、元稹（七七九—八三二）もまた幼くして父を失い、「賢明婦人」（『舊唐書』卷一百六十六「元稹傳」と呼ばれた母、鄭氏の養育と教導を受けて世に出ることができた人物だった。彼は、どのように母



との關係を表現してゐるだらうか。元和二年（八〇七）母の埋葬に際し、元稹は自らその墓誌を執筆することなく、これを友人白居易に託してゐる。二十八歳の元稹は、母から受けた期待を自ら進んで形象化しようとはしなかつたのである。白居易は、元稹の母が、嫁入り前には淑女としての高い評價を受け、嫁として如何に精勤であり、母として二十五年間娘たちや孫、子に嚴正な訓戒を與え、その慈しみと教えによつて家内に和やかな安寧をもたらしてきたことを順次述べたあと、最後に次のような評價を下す。

ああ、昔の漆室女や緹縈といった者は、烈女ではあつたが、新婦となつてからのことは、傳承がない。伯宗や梁鴻の妻は、賢明な嫁ではあつたが、母となつてからのことは、傳承がない。文伯や孟子の母親は、賢母ではあつたが、娘や嫁の時のことは、これまた傳承がない。だが今や夫人にあつては、娘としての麗しさはこのようであり、嫁として備えていた徳性もこのようであり、母としての姿もまたこのようであつた、三つの立場にすべて優れ、古今に冠絶すると言ひ得よう。ああ、夫人の歩まれた道を應用すれば、何に對しても不可ならざることはあるまい。それを引いて、一國を富ますこともできよう。そうすれば關雎や鵲巢の詩篇で稱えられた教化とも、ほど遠からぬであらう。それを押し廣めて、天下を富ますこともできよう。そうすれば妾嬢や文母の功にも、準えうるであらう。ただ四人の子にすぐれた善徳を教え、家庭内を思いやりに溢れる状態に導くだけのものではないのだ。私は不才ながら、夫人の末子稹君の親友とさせていただき、それで夫人の美點について最も耳親しんできた。稹君は泣血して母を慕い、人を動かすほどの哀しみのさなかに、文章を爲し墓石に記録する

ことを私に請託されたが、これこそ古代の孝子が父母を顯彰しようとした志そのものなのだ。ああ、この文章を爲したのは、單にこうしたことを書き留めるためではない。後世長く、夫人の操を聞き、夫人の墳墓に參るならば、悍妻も和らぎ、愚かな母も慈しみ、不遜なる娘も從順ならんことを期待するのだ。

（噫、昔漆室緹縈之徒、烈女也、及爲婦、則無聞。伯宗梁鴻之妻、哲婦也、及爲母、則無聞。文伯孟氏之親、賢母也、爲女爲婦時、亦無聞。今夫人、女美如此、婦德又如此、母儀又如此、三者具美、可謂冠古今矣。嗚呼、惟夫人道移於他、則何用而不感乎。若引而伸之、可以肥一國焉。則關雎鵲巢之化、斯不遠矣。若推而廣之、可以肥天下焉。則妾嬢文母之風、斯不遠矣。豈止於訓四子以聖善、化一家於仁厚者哉。居易不佞、辱與夫人幼子稹爲執友、故聆夫人美最熟。積泣血孺慕、哀動他人、託爲撰述、書于墓石、斯古孝子顯父母之志也。嗚呼、斯文之作、豈直若是而已哉。亦欲百代之下、聞夫人之風、過夫人之墓者、使悍妻和、露母慈、不遜之女順云爾。）

白居易のこの墓誌は、元稹の母、鄭氏がいかに古今に冠絶する賢明な母であつたかを伝えようと、かなり意欲的に試みられたものだとは言えるだらう。だが、鄭氏の獨自性は經書や『列女傳』などですでによく知られた烈女賢婦の類型には収まりきれないものだった、と述べることからも明らかのように、ここには依然として賢婦の定型に歸屬させようとする意識が濃厚である。後年、知制誥の職に昇つた四十歳の元稹は、父母に爵封を賜つたのを機に、あらためて父母を追悼する文を書き、幼年に受けた母の慈愛を振り返っている。そこでは、八歳の時、父の優れた精神性のみを受け継ぎ、財産には全く恵まれていな

かった状態から、母は艱難辛苦をなめて、自ら養育に當たり、成人させて下さった、その恩に報いることができるようになったとはいえず、今となっては遅きに失した、と書かれていて、元稹が表そうとした哀悼の意をよく窺うことができる。幼くして父を失い、貧窮のただ中に残されながら、賢明な母の慈愛によって、立派に成人出世した自分のこれまでを回顧し、父母を記念する、こうした動機に限れば白居易や元稹は、歐陽脩に先行している。だが、彼らの文學的營みは舊來の慈母孝子の定型に大きく依存していることが分る。

後に、歐陽脩の息子、發らによって口述された歐陽脩の傳記「事迹」には、「歐母晝菽」として有名な逸事が記されている。「瀧岡阡表」にはこの逸事は結局盛り込まれなかったが、それも書き手が慈母孝子型説話の類例と見なされがちな表現を忌避し、母子相互の間に生起した期待感と見なされがちな表現を忌避し、母子相互の間に生起した期待感と見え得るテクストを構築することを志向したためではなかったか、と考えられるのである。

#### 四

族譜、祠堂、族産などの整備に伴い、宗族内の倫理規範が確立する時代になると、母教を強調する規範の中に位置づけて「瀧岡阡表」も讀まれるようになってしまふ。後に「歐母晝菽」の物語の方が廣く親しまれるようになったのも、當爲としての母子關係を表象する記憶しやすい型として受容されたためだ。そうした受容の風潮が存在したことをふまえた上で、ここで「瀧岡阡表」と對比させるべき作品として程頤（一〇三三—一一〇七）の母の傳記を見たい。このテクストは、「瀧岡阡表」から何を受け継いでいるだろうか。

程頤は、景德三年（一〇〇六）開封で生まれ元祐五年（一一〇九〇）

享年八十五で西京に亡くなった父程珣と、景德元年（一〇〇四）太原に生まれ皇祐四年（一一〇五二）四十九歳のとき江寧で亡くなった母侯氏それぞれの「家傳」を書いてある。父の家傳「先公太中家傳」、母の家傳「上谷郡君家傳」は、ともに『河南程氏文集』卷十二に收められ、さらに「上谷郡君家傳」の方は『宋文鑑』卷一百五十傳部にも收録されて傳えられる。これらの傳記が書かれたのは、恐らく程頤が六十歳に近い頃、管勾西京國子監の職を辭し服喪していた元祐五年から元祐七年の間であろう。「瀧岡阡表」が書かれてから二十年後になる。「太中」とは程珣が致仕後、哲宗即位の折りに贈られた散官、太中大夫をさし、「上谷郡君」はその時候侯氏に改めて贈られた爵號である。侯氏は夫に三十八年先だつて亡くなっているのだが、程頤は父と母から受け継いだ精神的高貴さをそれぞれ平等に計ろうとしているかのようだ。父の家傳は三千字以上に達する大作だが、母の家傳に用いられた字數はその半分にも満たない。だが父母は相補い合つて程頤の人格を爲したかのように、我々讀み手に受け取らせるように仕組まれている。

母の傳記には、彼女が父や弟から男勝りの才能の持ち主だと稱賛されながら、自ら營みを家内に抑制したと記録され、内助の功のみに徹する賢婦人として形象される。こうした傾向は、「瀧岡阡表」にも見られた。だが歐陽脩は、「家の外での父上の行いは、私は知ることができない、家に居られるときは飾り繕うところ無く、このような振舞いで居られた、これは誠に衷心から發したものではないだろうか（其施於外事、我不能知、其居於家無所矜飾、而所爲如此、是真發於中者邪）」と、母に慎み深く語らせていたに止まる。程頤の方は「父君は内助の功をうけ、夫人をことのほか深く尊敬されたが、夫人は謙

遜從順で、些細なことで決して獨斷で取り仕切ることなく、必ず命を受けて行われた（先公頼其内助、禮敬尤至、而夫人謙順自牧、雖小事未嘗專、必稟而後行）と、母の父に對する從順な態度をもっとはつきり書き込んでゐる。程頤は父母から別々に精神的高貴さを受け継ぐ。父からは慈しみの心と剛毅さを、母からは優しい心と賢明さを。父の傳にはこうある。

父君は仁恕に富みながらかつ剛毅果斷であり、平素幼い者目下の者と語るときは、ひたすらそのこころを傷つけはしまいかと氣を使われたが、義理に背くようなことには、容赦されなかつた。おそば近くの使用人に對しても、一日としてその飢飽寒暖を察しておやりにならぬことはなかつた。交友では、その態度は淡泊ながら一貫して、やみくもに付き合われはしなかつたが、信賴敬愛する人とは、時が經つにつれ一層誠實につきあわれた。

（公慈恕而剛斷、平居與幼賤語、惟恐有傷其意、至於犯義理、則不假也。左右使令之人、無日不察其飢飽寒煖。與人接、淡而有常、不妄交遊、於所信愛、久而益篤。）

一方、母の高貴さは、次のように書かれた。

父君が怒られた時、必ずそのとりなしをされた。しかし子ども達に間違ひがあるとかばいはされなかつた。常に「子どもが不肖なのは、母親がその間違ひを隠して父親に知られないようにするからだ」と言われていた。夫人には男子が六人あつたが、生存したのは二人だけだ、その慈愛はこの上ないものであつた。しかし子供をしつけるのに

は、少しも躊躇されなかつた。幼児のころ、歩いていて躓いた。家のものは走り寄って抱きかかえようとする、驚いて泣き出すのを恐れてのことだ、だが夫人はいつでも厳しく叱って「お前がゆっくりしてゐたなら、なんで躓くことなんてあるか？」と言われた。飲食のとき常に傍に置かれてしつけられた。ある時、吸い物の味を調べていると、叱って止めさせ、「幼い時から口腹の欲を追求していたら、大きくなったら一體どうなる！」と言われた。召使い達に對しても、惡言罵倒することを許されなかつた。それでわれわれ兄弟が平素から飲食衣服に好き嫌い無く、人を惡罵できないのは、生まれつきさうだつたのではなく、教訓のおかげなのである。他人と争つて怒つた時、たとえわれわれが正しくても味方せず、「負けられないのを悔しく思え、勝てないのを悔しがるな」と教えられた。大きくなると、常に立派な師とするに足る友人と交わるようし向けられた。貧しくとも、客を招いたときは、喜んで酒食の準備をされた。

（先公凡有所怒、必爲之寬解。唯諸兒有過則不掩也。常曰「子之所以不肖者、由母蔽其過而父不知也」夫人男子六人、所存惟二、其愛慈可謂至矣。然於教之之道、不少假也。纔數歲、行而或踣、家人走前扶抱、恐其驚啼、夫人未嘗不呵責曰「汝若安徐、寧至踣乎？」飲食常置之坐側、嘗食絮羹、皆叱止之、曰「幼求稱欲、長當如何！」雖使令輩、不得以惡言罵之。故頤兄弟平生於飲食衣服無所擇、不能惡言罵人、非性然也、教之使然也。與人爭忿、雖直不右、曰「患其不能屈、不患其不能伸」及稍長、常使從善師友遊。雖居貧、或欲延客、則喜而爲之具。）

程頤の母の傳記では、母が全身全靈を注いで子供の養育に當つた

ことに焦點が絞られている。養育教育の逸事としてこの他にも、孤兒を一時養育したことや、世上でもてはやされる天才兒の行く末を「大器にあらず（非遠器也）」と一言の下に見抜いたこと、夫から「誠にやり練り上手じゃわい（良轉運使才也）」と賞讃されるほど優れた家政の腕前を持っていたことなどが詳細に記されていて、ほとんど家庭内事情を暴露しているとも受け取られかねない。こうした書き方が受け入れられたのは、家政において嫁取りが如何に重要な事業であるかを「だいたい結婚については、まずその婿と嫁の性行や家庭でのしつけがどうであるかを見極めることが肝要だ。地位や財産に惹かれてはならない。婿が賢明であるのなら、今は貧しくとも、將來富貴にならなくても限らないではないか。婿が不肖のものならば、今は富み榮えていても、將來貧賤に陥らないとも知れないではないか（凡議婚姻、當先察其婿與婦之性行及家法何如、勿苟慕其富貴。婿苟賢矣、今雖貧賤、安知異時不富貴乎。苟爲不肖、今雖富盛、安知異時不貧賤乎）」と諭す言説が普遍的に受け入れられるようになってきたこととも関連しよう。程頤の父母の傳記は、書き手が込めた意圖を正確に読み取って、新たな規範として受け継がれた。後に、朱熹と呂祖謙が初學のための理學への階梯として編んだ『近思錄』には、上に引いた箇所が卷六「齊家之道」篇に収録される。しかも、そこでは原文とは逆に、母の傳記からの引用が、父のそれを遙かに上回る分量での引用である。ことに注目せざるを得ない。文學史的には、こうした家庭の内幕を餘すことなく表現するテキストが、どのような創意を帯びるものと受け取られるようになったのかに關心をそそられる。その一端を窺わせる事實として、宋末元初の講談師（説話人）の種本と考えられる『新編醉翁談錄』にもこのテキストが収録されている事實に注意しておきた

い。この書の閨房賢淑類に載せるものは、傳統的倫理規範にかなう烈女賢婦の説話ばかりだが、その筆頭に程頤の母の伝記が配置されている。講談師がこの作品に見出した小説性とは、それまで公にされることが無かったしつけや激勵といった家庭の内幕をのぞき見る楽しみ、またそうした内幕から將來された榮譽との因果關係を確認することだったろう。程頤が書いた母の傳記に關わるこうした読み方は、母から受け継いだ掛け替えないものを記念するという書き手の意圖とは別に、戀愛や怪奇と並んで、しつけや教育も物語として楽しまれるようになったことを示唆する。

## 五

歐陽脩の「灌岡阡表」が開拓し、程頤の「上谷郡君家傳」がそれを受け継いで確定した、士大夫にとっての新たな文學空間ともいえるべき、家庭内における母子の絆への注視は、一つの文學的な構えとして二十世紀に至るまで繼承されて來ている。この長い繼承過程では、歐陽脩や程頤が伝えようとした感情、すなわち母へ向かう思いが文學的に読み取られたばかりでなく、この二篇のテキストがしばしば訓誡の書に選録されてきたことから明らかなように、読み手の現實を縛る規範としても受容されてきた。書き手の歐陽脩や程頤は、自らと母との間に生じた記念すべき出來事を記し、それが自己形成途上決定的な影響を残したことを表現しようとしたのだが、歐陽脩や程頤の生き方を模範とした後世の士大夫にあっては、現實に決定的な影響を及ぼす規範としてテキストが傳承されていったのだ。

ことに程頤のテキストには、とりわけそうした規範的な受け止められ方を誘うものがある。母の傳記以外にも例えば、嘉祐六年（一〇六

(一) に生まれ元豊八年(一〇八五)に没した姪のために書いた墓誌にも、そのような讀まれ方を呼び起こす部分がある。墓誌の末尾に、程頤は次のような議論を記す。「人々は皆嫁ぎ先が決まらなかったことが心残りだというが、私はそうは思わない。私と彼女の父とは聖人賢人を手本とし、爲すところが教えに叶わないのではないかとひたすら危惧していた。もしも賢者に出會わないからといって世俗の平凡人を配偶者としたなら、終生恥辱を感じなければならなかつたろう。私は彼女が死んだのは残念だが、嫁ぐことがなかつたのは心残りではないのだ(衆人皆以未得所歸爲恨、頤獨不然。頤與其父以聖賢爲師、所爲尙恐不當其意。苟未遇賢者而以配世俗常人、是使之抱羞辱以沒世。頤恨其死、不恨其未嫁也)」。『河南程氏文集』卷十一「孝女程氏墓誌」中國社會史學者イーブリ女史は、十二世紀後半、袁采が著した家訓書『世範』の一節「もし我が子が愚痴にして水準以下なのに、美しい婦女を娶ったならば、ただ釣り合いがとれぬばかりでなく、あるいは將來問題が生じるかも知れない。我が娘が醜く嫉妬深いのに、麗しい婿に嫁入りしたら、ひよっとして不和になり、遂には離縁されることもあるかもしれない(如我子愚癡庸下、若娶美婦、豈特不和、或有他事。如我女醜拙很嫉、若嫁美婿、萬一不和、卒爲其棄出者有之)」。『卷上「睦親」嫁娶當父母擇配耦』を引き、男性の教養に對して、女性が計られる基準が容姿であつたこの時代において、「男でも彼の姪と同じくらい氣高く知性あるものがいなかつたことを、程頤は言おうとしたのだろうか」と評する。同時代の曾鞏(一〇一九—一〇八三)が、妹たちの嫁ぎ先を憂慮して、「大いに其の時を失うを懼れ、また其の歸く所を得ざらんことを懼る」(『曾鞏集』卷四十六「仙源縣君曾氏墓誌銘」)と述懐しているのに比べれば、程頤の人間の精神性にかける期待の重

いことがよく分かる。だが、こうした人間の内面世界の廣がりに対する確信が、無條件に従うべき命令の形で述べられた「餓死の事は極めて小、節を失う事は極めて大なり」という言葉の場合は、今日よく知られているように、讀み手に過酷な貞節觀を求めてきたのだ。母子の絆が、文學的なテーマとして立派に機能することは、以上に見てきた歐陽脩や程頤らの試みによって、古文の書き手に廣く認知された。彼らが切り開いた新しい領域は、この後に續く書き手に同調或いは反發を喚起しつつ、さらなる熟練ないしは創意を帯びた文學的營みに誘っていくようになったと考えられるのである。

#### 注

(1) 『貞觀政要』論禮樂第二十九「貞觀六年、太宗謂尙書左僕射房玄齡曰、比有山東崔盧李鄭四姓、雖累葉陵遲、猶恃其舊地、好自矜大、稱爲士大夫。每嫁女他族、必廣索聘財、以多爲貴、論數定約、同于市買、甚損風俗、有紊禮經、既輕重失宜、理須改革。」唐王室と山東土族との關わりについては、つとに陳寅恪(一八九〇—一九六九)『唐代政治史述論稿』が詳しく述べるところである。『元白詩箋證稿』第四章「豔詩及悼亡詩」でも、關連する指摘があり、「凡婚而不娶名家女、與仕而不由清望官、俱爲社會所不齒。」という記述はよく知られる。

(2) 朱或『萍洲可談』卷一「本朝貴人家選婿、於科場年、擇過省士人、不問陰陽吉凶及其家世、謂之榜下捉婿。亦有婚錢、謂之繫捉錢、蓋與婿爲京索之費」

(3) Ebrey, P. B. "Women, Marriage, and the Family in Chinese History," 『The Heritage of China』ed. Paul Ropp 1990 University of California Press. 『Marriage Institutions』) 二〇八—二〇九頁。

(4) 「唐宋以來阡表不可屈指數、而必以歐陽脩此篇爲巨擘」(康熙)御

製文第二集』卷一九「書歐陽脩瀧岡阡表後」、『中華大典』文學典・宋遼金元文學分典、七七〇頁。

(5) 「不事藻飾、但就真意寫出、而語語精絕、即閒語無不入妙、筆力揮勁、無痕迹可求。歐公文、當以此爲第一」、『山曉閣選宋大家歐陽廬陵全集』卷四孫鑛評、『中華大典』文學典・宋遼金元文學分典、七六九頁。或いは「自家屋裏文、亦只淡寫幾句家常語、遂無一字不入情、無閒語不入妙、歐公集中之至文也」、『歐陽文忠公文選』卷一〇顧錫疇評、前掲書七七〇頁)など。

(6) 歐陽發等述「事迹」の末尾に、「先公平生著述」の一つとして「居士集五十卷」が挙げられる。周必大「歐陽文忠公集跋」にも「惟居士集、經公決擇、篇目素定」とある。

(7) テクストは『四部叢刊』所收『歐陽文忠公文集』により、『全宋文』卷七四九を併せ見た。

(8) 古くは、「幼孤而欲表父之德也、于其母之言、故爲得體」という茅坤の評があり、『唐宋八大家文鈔』卷五十八、現代でも、「四歳で父親と死別した脩としては、母親の語りを通して父親像を形成し、それを物語らざるをえなかったのである」という説明が行われる(小林義廣『歐陽脩 その生涯と宗族』二〇〇〇年、東京、創文社、第8章「壯年期の蹉跌と宗族」、二八〇頁)。

(9) 清水茂氏は、叔父の兄嫁一家に対する冷淡なあしらいを、この墓誌から想像することができる」と指摘されている。『唐宋八大家文』二(中國古典選三十六、一九七八年、朝日新聞社) 九四頁。

(10) 滋賀秀三『中國家族法の原理』(一九六七年、東京、創文社) 三七頁。また、『古今圖書集成』(一七二六年排印) 明倫彙編家範典は、父子、兄弟、夫婦を主として、祖孫から奴婢までの三十部に分類されている。「瀧岡阡表」は、その父母部に収録される。

(11) 歐陽脩が「干戈賊亂之世也、禮樂崩壞、三綱五常之道絕、而先王制

度文章、掃地而盡於是矣」(『新五代史』卷十七「晉家人傳論」と見なした、五代という時代からは、失調を來した家庭内關係の諸例が採集された、と言える。父を無禮者として答打った後唐莊宗の皇后劉氏(『新五代史』卷十四「唐太祖家人傳」)、囚われの身の母を平然と射殺した軍人、李彥珣(『新五代史』卷五十一「雜傳」)などは、そうした眼差しによって捉えられた人物であった。李彥珣の不孝について、歐陽脩はそれが李個人の資質にのみ原因を求めざるべきではないとして、わざわざ論を付しその中で次のようにいう。「五代之亂、其來遠矣。自唐之衰、干戈飢饉、父不得育其子、子不得養其親。其始也、骨肉不能相保、蓋出于不幸、因之禮義日以廢、恩愛日以薄、其習久而遂以大壞、至於父子之間、自相賊害。五代之際、其禍亂不可勝道也」

(12) Wu, Pei-Yi, "Childhood Remembered: Parent and Children in China, 800 to 1700" (『Chinese views of childhood』 ed. Kinney, A. B. 1995 Uni. of Hawaii Press) では、「深い愛情を込めて子供のことを書く機運の高まりはおそらく九世紀に始まった」と述べ、韓愈「祭女挈女文」を例として挙げる。一三八頁。西脇常記「變わるものと變わらぬもの」『創文』2000.11No. 426) 参照。

(13) 沈欽韓『韓愈補注』。陳克明『韓愈年譜及詩文繫年』(一九九九年、巴蜀書社) 八頁参照。

(14) 「唐河南元府君夫人蔡陽鄭氏墓誌銘」朱金城箋校『白居易集箋校』(一九八八年、上海古籍出版社) 卷四十二。また『唐文粹』卷七十、命婦にも収録される。

(15) 「告贈皇考皇妣文」惟積泊稂、幼遭閔凶。積未成童、積生八歲、蒙昧孩稚、昧然無識。遺有清白、業無樵蘇。先夫人備極勞苦、躬親養育。截長補敗、以饗寒凍。質價市米、以給脯旦。(中略) 遷換因循、遂階榮位。大有車馬、豐有俸秩。書扇雖存、舊老已盡。願是所存、將焉用之。(冀勤點校『元稹集』卷五十九)。

(16) 藍鼎元の編纂になる訓戒書『女學』卷三「婦德篇」下には、歐陽脩母(九十六章)に次いで二程子母(九十七章)が挙げられている。

(17) 劉敞「大中大夫致仕程瑀妻壽安縣君侯氏可特贈上谷郡君制」。『彭城集』卷二十三、『全宋文』卷一四九三。

(18) テクストは王孝魚點校『二程集』(一九八一年、北京、中華書局)による。

(19) Ebrey, P. B. 『The Inner Quarters』(1993. University of California Press) 9. Motherhood 「Tending to children's emotional needs and moral development」では、「女性の偉大さを計る眞の基準であると、多くの書き手が見なしたのは、どのように彼女が子供を養育したかであった」と述べた後、この程頃のテクストを例として示す。一八三頁。

(20) 司馬光『書儀』卷三「婚儀」。のち、『小學』卷五、外篇、嘉言、廣明倫第二十八章。宋代の家庭内で婦女が果たした役割については、鄧小南「宋代士人家族中的婦女」、『國學研究』第五卷、一九八八年、北京大學出版社)や王善軍「宋代世家初探」、『文史』第四十八輯、一九九九年、中華書局)に豊富な例示がある。

(21) 胡適(一八九一—一九六二)の「九年的家郷教育」(もと一九三〇年『新月』第三卷第三號に掲載、のち『四十自述』の第二章)や朱德(一八八六—一九七〇)の「母親的回憶」(一九四四年四月五日『解放日報』)は、二十世紀に書かれた母の回想を内容とする散文として広く知られている。この二つのテクストは、母親の養育と期待によって今の自分が形成された」と述べる點では共通する。

(22) Ebrey 前掲書 3. Making a Match 六十二頁。

(23) 『河南程氏遺書』卷二十二下、伊川先生語。また『近思錄』卷六「齊家之道」篇に採録、さらに『小學』卷五外篇、嘉言、廣明倫第三十章。

(付記) 本稿は、平成十二年度科學研究費補助金の交付を受けた基盤研究

(C)(1)「中國における家族に關する文學表象の展開についての基礎的研究」(課題番號 1261063)による研究成果の一部である。稿の修訂に當たり興膳宏先生の助言を得た。記して謝意を表したい。